

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

なお、当該意見書については、次のとおり縦覧に供する。

平成25年5月17日

枚方市長 竹 内 脩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）KUZUHA MALL 南館
枚方市楠葉花園町 2920 番 9
- 2 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日
平成24年12月21日（平成24年大阪府告示第1912号）
- 3 枚方市の区域内に居住する者等の意見の概要
 - (1) 周辺道路の交通に及ぼす影響が懸念されるため、地域の住民等の交通上の利便の確保を図ること。
 - (2) 駐車場の出入口について、位置の変更等により、騒音防止に努めること。
 - (3) 夜間における騒音等が周辺の生活環境に悪影響を与えることがないように、駐車場の出入口位置の変更、閉店時刻の見直しを行うこと。
 - (4) 通学路における児童の安全を確保すること。
 - (5) 自動車からの排気ガスにより周辺の生活環境に悪影響を与えないように配慮すること。
 - (6) 歩行者の安全を確保するために、必要な対策を講じること。
 - (7) 店舗周辺の住宅街道路の交通に悪影響を与えることのないようにすること。
 - (8) 周辺の生活環境への影響について、十分な調査及び予測を行うこと。
- 4 意見書の縦覧の場所及び期間
 - (1) 縦覧場所
枚方市岡東町 12 番 3 - 410 号（京阪枚方市駅隣接サンプラザ 3 号館 4 階）
枚方市地域振興部産業振興課
 - (2) 縦覧期間
平成25年5月17日から同年6月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで